

会員規約

第1条 名称・所在

本施設は、「ゴルフワールド」(以下「当施設」と称します。店舗の所在地は別途定めるものとします。

第2条 運営・管理

当施設の運営及び管理は、有限会社ゴルフワールド(以下「会社」)が行います。

第3条 理念・目的

当施設は、会員の皆様が「笑顔」になることを目指し、心身ともに健康で豊かな人生を愉しんでいただくため、ゴルフの魅力に触れる最適な機会を創出することを使命とします。

第4条 会員資格

- 当施設の会員は、本規約及び当施設の主旨に賛同し、所定の入会手続きを経て会社が承認した方とします。ただし、第11条に定める欠格事項に該当しないことを条件とします。
- 会員資格は、いかなる場合も第三者に譲渡、貸与、または担保に供することはできません。
- 未成年者が会員となる場合、本人とその親権者が連署の上で申し込むものとします。
この場合、親権者は自らが会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 会員は、当施設が指定する予約システム「hacomo」(以下「指定システム」)のアカウントを作成し、初期設定を完了するものとします。

第5条 会員種別

- 当施設は会員制とします。
- 会員種別は以下の通りとし、各種レッスン、レンジ利用、イベント等にご参加いただけます。
 - 一般会員
 - ジュニア会員(中学生・高校生対象)
 - キッズ会員(小学生対象・JGAジュニア規定に準ずる)
- 全会員が「全営業時間」のご利用可能となります(ただし、キッズ会員は所定のキッズ枠のみの利用とします)。

第6条 入会手続きと会費等の支払方法

- 当施設への入会を希望される方は、指定システムよりアカウント登録の上、所定の入会手続きを行い、初期費用(入会金、年会費、事務手数料、及び2ヶ月分の月会費等)をお支払いいただきます。入会日は、これら初期費用の入金日とします。
- 3ヶ月目以降の月会費は、ご登録いただいたクレジットカードからの自動決済(前月20日決済)とします。
ただし、2026年3月以前にご入会され、口座振替をご利用中の会員様に限り、引き続き届出金融機関口座からの引き落とし(前月27日、土日祝日の場合は翌営業日)とします。
- 新規の口座振替登録は受け付けておりません。また、一度口座振替からクレジットカード決済へ変更された場合、口座振替に戻すことはできません。
当月20日のクレジットカード決済を希望される場合は、当月1日までに登録を完了してください。
- 年会費は、毎年5月20日にクレジットカード決済にてお支払いいただきます(口座振替利用者は毎年5月27日。土日祝日の場合は翌営業日)。
- 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、クレジットカード情報等、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに指定システムにて変更手続きを行ってください。
- 入会時に、健康状態に関する簡単な問診を実施いたします。

第7条 入会金・年会費・事務登録手数料・月会費

- 入会金は、一般会員11,000円、ジュニア会員・キッズ会員5,500円とします。
- 年会費は、一般会員7,700円、ジュニア会員5,500円、キッズ会員4,400円とします。
- 事務手数料は、3,300円とします。
- 月会費は、会員種別ごとに別途定めます。
- 口座残高不足やクレジットカードの有効期限切れ等により決済が完了しなかった場合、会員は会社からの通知後1週間以内に、現金または指定口座への振込にて未納分をお支払いいただきます。
- 経済情勢の変動等の諸般の事情により会費等を改定する場合、会社は原則として2ヶ月前までに会員に対し通知するものとします。
- 一度お支払いいただいた入会金、会費、手数料等は、理由の如何を問わず返金いたしません。

第8条 休会及びレッスン等の終了

- 休会を希望する会員は、当月1日までに指定システムにて手続きを行うことにより、当月末日をもって休会することができます。休会中の月会費は2,200円(登録制のみ)とします。
- レッスン等の受講終了を希望する場合も、当月1日までに指定システムにて手続きを行い、当月末日をもって終了となります。

第9条 退会

退会を希望する会員は、当月1日までに指定システムにて手続きを行うことにより、当月末日をもって退会となり、会員資格を喪失します。
退会に伴い、振替枠や回数券等会員としての全ての権利は消滅します。

第10条 レッスン等の予約及びキャンセル

- レッスン等の予約は指定システムにて行い、受付締切はレッスン開始の1時間前までとします。
- レッスン等のキャンセルは指定システムにて行い、キャンセル期限はレッスン開始の6時間前までとします。
- レッスン開始6時間前を過ぎてのキャンセル、または無断欠席については、当該レッスンを受講したものとみなし、消化扱いとします。

第11条 欠格事項・会員資格の喪失

会員が以下のいずれかに該当すると会社が判断した場合、入会を拒否、または事前の通知なく会員資格を喪失(除名)させることができます。
この場合、支払い済みの諸費用は一切返金いたしません。

- 施設内での秩序・風紀を乱す行為、その恐れがあると施設側で判断した場合。
- 施設内での喫煙、またはペット・危険物を持ち込んだ場合。
- 施設内での許可のない物品販売、営業行為、勧誘、政治・宗教活動を行った場合。
- 許可なく施設内や他の会員を写真・ビデオで撮影、または録音した場合。
- 当施設、会社、または他の会員の名誉・信用を著しく傷つけた場合。
- 他の会員やスタッフに対し、著しく迷惑をかける行為があった場合。
- 当施設の設備・備品を故意または重大な過失により破損させた場合。
- 暴力団関係者、または反社会的勢力に関与していると判明した場合、及び刺青・タトゥーがある場合。
- 医師から運動を禁止または制限されている場合。
- 運動を行うことで身体や生命に重大な影響を及ぼす疾患や障害がある場合。
- 感染症や伝染病等、他の会員に感染の恐れがある疾患を有している場合。
- 違法薬物、危険ドラッグ等を使用または所持している場合。
- 会費等の支払いを2ヶ月以上滞納した場合。
- アルコール等の影響により、施設の安全な利用が困難であると判断された場合。
- 同業他社等に所属し、当施設のノウハウの調査等、本来の目的を逸脱して入会したと判断された場合。
- その他、本規約に違反した場合、または会員としてふさわしくないと会社が判断した場合。

第12条 入館のお断り

会員資格を有する方であっても、以下のいずれかに該当する場合は、入館をお断りし、または退館を命じることができます。

1. 第11条の欠格事項のいずれかに該当する状態にあるとき。
2. 泥酔状態、または飲酒後間もない状態(原則として飲酒後12時間経過未満)であるとき。
3. 著しい体調不良、または精神的に不安定な状態にあるとスタッフが判断したとき。

第13条 免責事項・損害賠償

1. 当施設内、または当施設利用前後の往復中において発生した傷害、事故、トラブルについて、当施設に故意または重大な過失がない限り、会社は一切の責任を負いません。
2. 当施設内で発生した盗難や紛失について、会社は一切の責任を負いません。忘れ物については1ヶ月間保管した後、会社の判断にて処分いたします。
3. 会員または同伴したビジターが、故意または過失により当施設の設備・機器等に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償する責任を負います。
4. 会員間、または会員と第三者との間で生じたトラブル・紛争については、会員自身の責任と費用において解決するものとし、会社は一切関与いたしません。
5. 機器、通信回線、コンピューター等の障害、第三者による不正アクセス等により、サービスの提供が不可能となった場合、会社は一切の責任を負いません。
6. システム上のエラーや瑕疵により予約機能が正常に作動しなかった場合、または誤った予約受付が行われた場合、会社に故意または重過失がない限り、会社は責任を負いません。ただし、既に成立した予約契約の有効性には影響を及ぼさないものとします。
7. 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他不可抗力により施設の営業やサービスの提供が困難となった場合、会社は一切の責任を負いません。

第14条 休館日

ゴールデンウィーク、夏季、年末年始のほか、施設メンテナンスのため第5週目のいずれかの日を休館とする場合があります。

その他、法定点検や修繕等、やむを得ない事情により臨時休館とすることがあります。

第15条 施設の閉鎖・変更

1. 会社は、次の場合、施設の全部または一部を閉鎖、もしくは営業時間を変更することができます。
 - ① 気象災害その他により、安全な営業が不可能または帰宅困難が予測される場合
 - ② 施設の改造、補修、または点検を行う場合
 - ③ 当施設が特別に企画するイベント等を実施する場合
 - ④ 経営上の重大な理由がある場合
2. 施設の閉鎖や変更により会員がサービスの利用を行えなかった場合でも、会員は会社に対して損害賠償等の請求を行うことはできません。

第16条 防犯カメラの設置

当施設では、防犯及び安全管理を目的として施設内に防犯カメラを設置し、録画を行っております。会員はこれに予め同意するものとします。

第17条 ビジターの受け入れ

当施設は、体験レッスンの受講や同伴等、会社が認めた場合に限りビジター(非会員)の施設利用を許可します。

この場合、ビジターにも本規約が適用され、同伴した会員はビジターの行為について連帯して責任を負うものとします。

第18条 クーリングオフ

入会契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面または電磁的記録によって入会契約を解除(クーリングオフ)することができます。

第19条 協議

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、関係当事者間で誠意をもって協議し、円満な解決に努めるものとします。

第20条 会員規約の改正と施行

1. 本規約の改定及び変更は、会社が決定する権限を有します。
2. 規約の改定が行われた場合、会社が別途定める場合を除き、施設内への掲示、指定システム上の通知、または電子メール等で会員に告知した時点からその効力を生じ、全会員に適用されるものとします。

コースレッスン利用規約

第1条 総則

- コースレッスン利用規約(以下「CL規約」といいます)は、ゴルフワールド会員規約に付随して適用されるものとします。
- 会員及び参加者は、コースレッスン(以下「CL」といいます)に参加する際、本CL規約を遵守するものとします。

第2条 ゴルフ場利用

- CLへの参加は、会員及び会社が事前に承認したビジターに限り、事前の申込書提出が必要です。
- 参加者は、本規約及び利用するゴルフ場が定める利用約款・規約を遵守するものとします。
- ゴルフ場を利用する際は、ゴルフのルールとマナーを厳守し、自己の責任においてプレーするものとします。
- 会社は、次の場合に参加者のCL利用を拒否・中止させることができます。
 - 会社またはゴルフ場が、利用の継続を困難と判断した場合
 - 天災地変等やむを得ない事情によりゴルフ場がクローズとなった場合
 - ゴルフルール、エチケット、服装規定、マナーに著しく反する行為があった場合
- 会社が主催するCLの開催日程・場所等は会社が決定し、随時会員に通知します。

第3条 予約

- 会員がCLに参加する場合、事前に指定システム、フロント、またはメールにて予約を行い、会社の承認を得るものとします。
- 予約は原則として参加者本人が行うものとします。
- 予約の詳細な手順については、会社が別途定める方法に従うものとします。

第4条 キャンセルとキャンセル料

- 予約の取り消し(キャンセル)を行う場合、参加者は開催日より前に指定システムまたはフロントへの連絡にて手続きを行わなければなりません。
(営業時間外の緊急時はメールでの仮受付としますが、後日必ず電話または対面での確認をお願いいたします)
- キャンセルが行われた場合、開催要項に基づき、参加者1名につき所定のキャンセル料が発生します(ビジターも同様とします)。
- 事前の連絡なくCLを欠席した場合(無断キャンセル)、会員は無断キャンセル料を全額支払う義務を負います。

第5条 コースレッスン料

- CLの参加費(以下「CL料」といいます)は、都度会社が設定し告知します。
- CL料は、申し込み完了後1週間以内に、指定システムによる決済、フロントでの支払い、または指定口座への振込のいずれかの方法でお支払いいただきます。

プライバシーポリシー

有限会社ゴルフワールド(以下「会社」といいます)は、会員の皆様からお預かりした個人情報について、以下の通り適切かつ厳重に管理・保護いたします。

- 個人情報の収集 会社は、サービスの提供に必要な範囲においてのみ個人情報を収集します。
収集にあたっては、適法かつ公正な手段を用い、利用目的の達成に必要な限度を超えないものとします。
- 個人情報の管理・保護 会員の個人情報の漏洩、滅失、または毀損を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
- 個人情報の利用目的 収集した個人情報は、以下の目的のために利用いたします。
 - ゴルフレッスン事業及び施設運営に関する業務
 - 会員への重要なお知らせ、ご案内の送付
 - 新しいサービスやイベント等の情報提供
 - その他、会員にとって有益と思われるサービス向上に関する施策
- 個人情報の第三者提供・開示・訂正・削除等 会社は、法令に基づく場合等正当な理由がない限り、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供・開示することはありません。
会員ご本人から、自身の個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、または削除の申し出があった場合は、ご本人であることを確認の上、合理的な期間内に遅滞なく対応いたします。
- クレジットカード情報の取り扱いについて クレジットカード決済をご利用いただくに当たり、会社が収集した会員のクレジットカード情報等は、決済処理のほか、カード発行会社が行う不正利用検知及び防止の目的で、ご利用のカード発行会社等に提供される場合があります。会員はこれに予め同意するものとします。

2026.6.1

有限会社 ゴルフワールド 代表取締役 高橋 研二